

議員提出議案第30号

区東北部医療圏におけるがん診療体制の拡充強化を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成22年10月19日

提出者

7番	小山	たつや	17番	秋家	聡明
19番	佐藤	ゆうだい	21番	大高	たく
24番	池田	ひさよし	25番	米山	真吾
27番	小用	進	31番	三小田	准一
32番	中村	しんご	33番	荒井	彰一
34番	牛山	正	35番	くぼ	洋子
36番	倉沢	よう次			

葛飾区議会議長 舟坂 ちかお 殿

区東北部医療圏におけるがん診療体制の拡充強化を求める意見書

平成18年に成立した国の「がん対策基本法」の「がん対策推進基本計画」では、提供体制が不十分な「放射線療法と化学療法の推進」を重点とし、平成23年までに整備をすることをしている。

「地方公共団体の責務」としては国と連携を図り、自主的主体的にその地域の特性に応じ施策を策定し、実施する責務を有するとし、基本的施策として、がん医療の「均てん化の促進を図る」としている。

「均てん化」とは、「各人が平等に利益を得る事」であり、日本国民であるならどこに住んでいようとがん治療のための高度医療を受ける権利をもつことを高らかに宣言したものである。

厚生労働省は具体化として、地域におけるがん診療の中心的な役割を担う「地域がん診療連携拠点病院」を二次医療圏に1カ所程度整備する方針を掲げている。東京都も都内14カ所の「地域がん連携拠点病院」を整備し、加えて都独自に「東京都認定がん診療病院」を16カ所認定している。

さらに都の「がん対策推進計画」では、すべての「地域がん連携拠点病院」及び「東京

都認定がん診療病院」で、手術、抗がん剤による化学療法、放射線療法を効果的に組み合わせた治療を行っていく「すべての拠点病院及び認定病院において、放射線治療を実施」するとし、施設・設備への財政支援を実施している。

ところが、区東北部医療圏（葛飾区、足立区、荒川区）には「地域がん診療連携拠点病院」、「東京都認定がん診療病院」ともに1カ所もない。また、本区の近隣区である、区東部医療圏（江東区、墨田区、江戸川区）については、都道府県がん診療連携拠点病院の癌研究会有明病院があるが、本区からは遠方で交通の便も非常に悪い。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 高度がん治療の医療体制が空白となっている区東北部で、東京都認定がん診療病院を整備すること
- 2 東京都保健医療公社が運営する「東部地域病院」などにおいて、がん診療体制を抜本的に拡充強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。